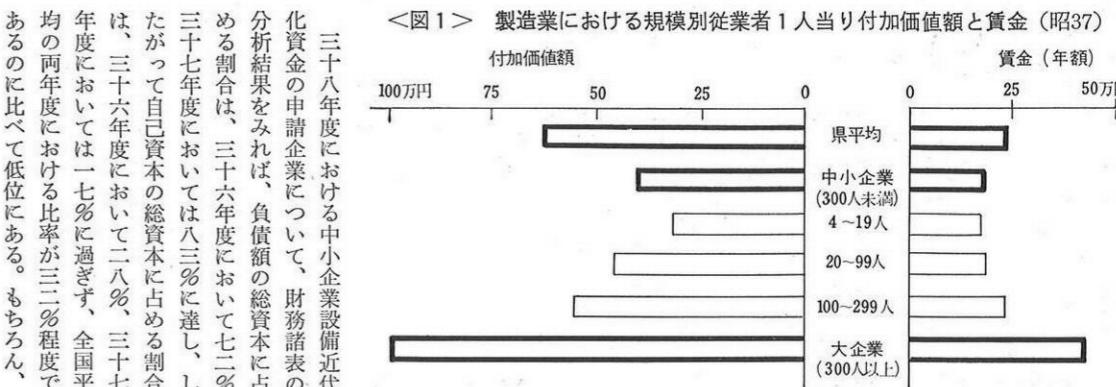




〈グラビア特集〉

## 中小企業の近代化へ



(資料) 工業統計調査

この分析結果が本県の中小企業の平均的な姿を意味するものとはいえないが、設備近代化資金の対象企業が、県内の中企業のうちでも中位程度の企業として考えてもあまり誤りはないものと思われる。これから、本県中小企業の経営資本に占める自己資本のせい弱なことがわかる。

### 中小企業金融の動向

本県の中小企業は零細企業が多く、そのため担保や信用に欠け、金融ベースに乗りにくいものが多く見受けられる。製造業者が技術革新の波に乗ってその生産性を高め、また商業者が流通機構を合理化していく過程で所得の増大をはかるためには、企業経営の近代化をはかっていることが肝要であり、このためには金融にまつところが極めて大きい。

中小企業者向け融資残高は順調な伸びを示している。すなわち、三十九年三月末現在で七四七億円と、三十七年の一・六倍に増加している。

### 組織の弱体

三十八年度における中小企業設備近代化資金の申請企業について、財務諸表の分析結果をみれば、負債額の総資本に占める割合は、三十六年度において七二%三十七年度においては八三%に達し、したがって自己資本の総資本に占める割合は、三十六年度において二八%、三十七年度においては一七%に過ぎず、全国平均の両年度における比率が三二%程度であるのに比べて低位にある。もちろん、

本県の中小企業は、設立されたものなかで休眠組合が三〇%以上を占めいわゆる金借り組合に墮し、団結が弱いため離合集散が激しく、組合活動も弱体である。商工会議所、商工会の組織づくりは一応県下一円にわたって終了しているが、小規模対策事業による経営改善普及事業などについては、なお会員の加入

県下組合組織の状況は、設立されたものなかで休眠組合が三〇%以上を占めいわゆる金借り組合に墮し、団結が弱いため離合集散が激しく、組合活動も弱体である。商工会議所、商工会の組織づくりは一応県下一円にわたって終了しているが、小規模対策事業による経営改善普及事業などについては、なお会員の加入

さきに本県は、新産業都市の区域指定を受け、基幹産業の発展とともに関連中小企業並びに流通、消費部門の飛躍的な発展が期待されることになったが、これらのこと態に対応して、本県としては、三十八年七月に制定された中小企業基本法の精神にのっとり、革新的中小企業の近代化を行ない、その自主的な努力を助長しつつ、物的生産性の向上と価値実現性の両面にわたって中小企業者の育成をはいる。

中小企業の組織化

また、地域商工業の指導団体として商工会、商工会議所、商工会連合会、商工會議所連合会に対し、特にその指導の重点を小規模対策事業に置く。小規模対策事業は、国および県でその経費を負担して経営指導員、補助員の人事費、その事務費などの補助をし、経営改善普及事業

が五〇%程度に過ぎず、改善の余地がある。

### 主要施策の方向

本県の中小企業は、県経済の発展に重要な役割を果たしてきた。しかし、最近における労働力不足、なかでも若年労働者の逼迫、賃金水準の上昇、技術革新、貿易の自由化、需給構造の変化、流通機構の改革、物価の上昇などの諸情勢の変化は、中小企業者にとって、その社会的基盤を大きく揺るがすほどのものである。また、大企業と中小企業との間ににおける生産性、企業所得賃金などの格差は依然として大きく、全国の中小企業に亘る。また、大企業と中小企業との間ににおける生産性、企業所得賃金などの格差は依然として大きく、全国の中小企業に亘る。

業に對抗して経済の発展を期し、他面で行なうことにより、一面においては大企業に對抗して経済の発展を期し、他面では内部的な過当競争による取引の不利の是正をはかることをその目的としている。

会を中心とした中小企業等協同組合、商組合、商店街振興組合など、商工会議所連合会、商工会連合会を中心とした地域商工業発展のための指導機関である商工会議所、商工会の組織がある。

このなかで、中小企業団体中央会を中心とした各組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき、協同して経済事業を行なうことにより、一面においては大企

業に對抗して経済の発展を期し、他面では内部的な過当競争による取引の不利の是正をはかることをその目的としている。

本県の中小企業団体の組織づくりおよびその運営対策については、一つは中小企業団体を中心として積極的指導に当らせるが、特に今後の指導面では、次の点に重点を置く。

- ① 協業化、共同化のための組織化の促進
- ② 協同事業ないしは協業化による組合運営の拡充強化
- ③ 教育情報活動による現経済体制即応の促進

(二十六頁へつづく)